

排水設備改造資金の融資のあっせん

下水道を使用するには、トイレをはじめとする宅内の排水設備を改造することが必要です。

工事費が一度に皆さんの負担とならないように、市では金融機関から無利子で改造資金の融資を受けられるように「水洗便所改造資金融資あっせん制度」を設けています。

融資金額

公共下水道に接続するトイレが

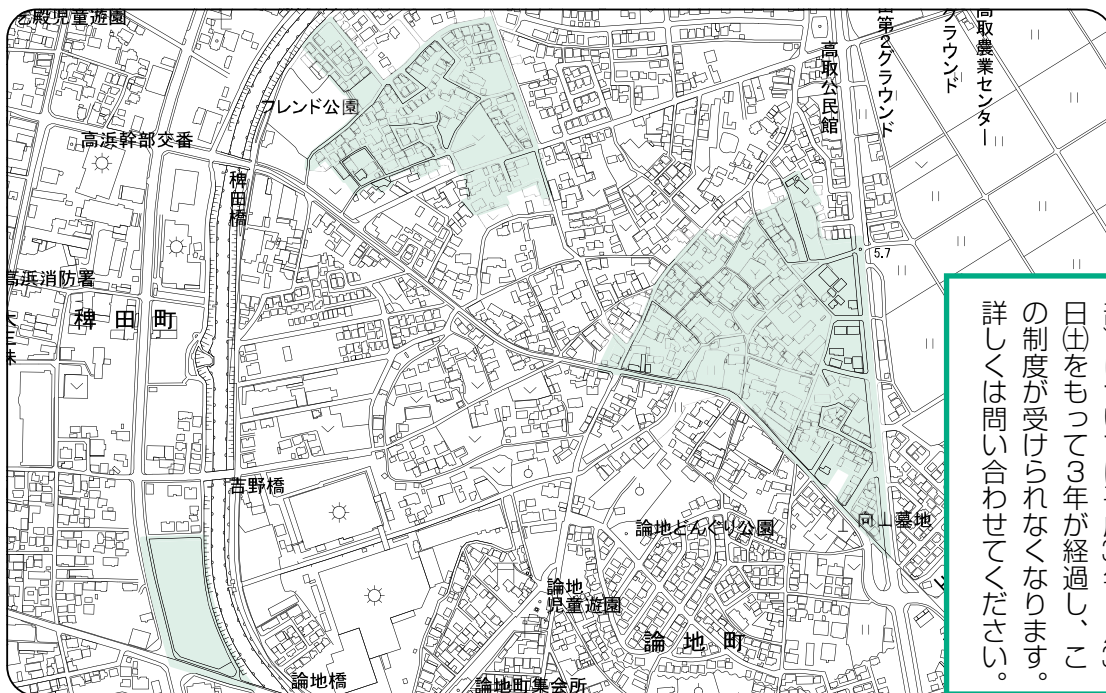
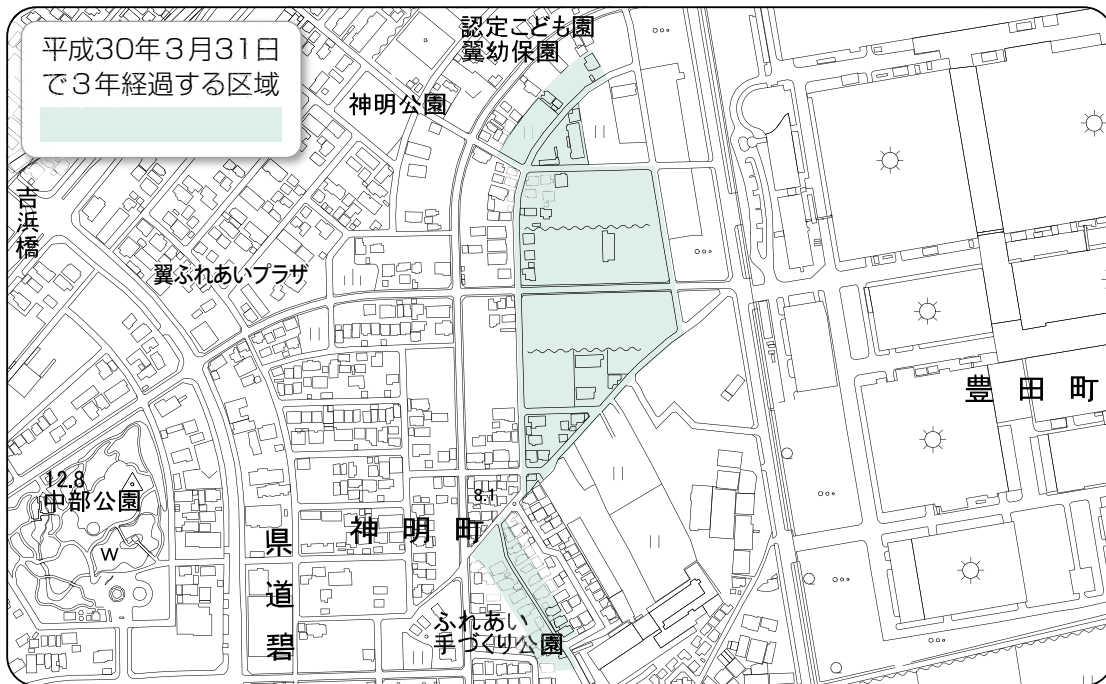
- ・ 1か所の場合：60万円まで
- ・ 2か所の場合：80万円まで
- ・ 3か所の場合：100万円まで

利子 無利子（利子は市が負担）

返済方法 金融機関から融資を受けた月の翌月から元金均等の方法で毎月支払いしていただきます。元金の返済期間は60か月以内です。

対象 下水道が使用できるようになった日から3年以内に排水設備工事（新築は除く）を行う方で、次の条件を全て満たしている方にのみかかります。

- ① 税・水道料金および受益者負担金を滞納していないこと。
- ② 返済能力を有すること。（金融機関の審査あり）
- ③ 連帯保証人が1人いること。



取扱金融機関 岡崎信用金庫、碧海信用金庫、西尾信用金庫、愛知県中央信用組合、あいち中央農業協同組合の市内に所在する各支店

申込方法 排水設備工事の契約時に指定工事店へ融資あっせん希望の旨を伝え、排水設備等確認申請書と書類を提出してください。

平成27年3月31日から下水道供用（使用）開始となった区域（神明町、向山町、稗田町の一部）については平成30年3月31日をもって3年が経過し、この制度が受けられなくなります。詳しくは問い合わせください。